

立憲民主党「人間らしい質の高い働き方を実現するための法律案」(労働基準法等 改正案)【全体像】

I 労働基準法改正

- 高度プロフェッショナル制度の導入
 - 企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大
- 行わない

1. 労働時間の延長の上限規制 (罰則付)

- 原則：月45時間、年360時間
- 臨時：単月80時間、複数月平均60時間 [年720時間]
(※ いずれも休日労働を含む。)
- 自動車運転手は、5年後に一般則を適用

2. インターバル (休息时间) 規制の導入

- 始業後24時間経過までに、11時間を下回らない範囲内でインターバル (休息时间) の付与を義務付け
※ 休息時間は、十分な生活時間が確保できるよう厚生労働省令で定める
- 管理監督者等についても、インターバル規制を適用

3. 裁量労働制適用の厳格化

- 健康管理時間の記録と上限適用の義務付け
- 健康確保措置の充実
- 専門業務型：事前説明義務、同意手続の法定化、撤回の法定
- 企画業務型：対象労働者の要件厳格化、同意手続の適正化、撤回の法定等

4. 割増賃金率の中小企業への猶予措置の撤廃

5. 年次有給休暇の取得促進に関する使用者の付与義務

6. フレックスタイム制の見直し

7. 週休制の例外についての労使協定の要件化

8. 事業場外みなし労働時間の明確化

9. 労働時間管理簿の調製・記入の義務付け

10. 法令違反行為を行った場合の氏名等の公表

11. 罰則の強化及び新設等

- 1. 「労働時間規制」違反 (違法な時間外労働をさせた者) の罰則を強化
➔ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に引上げ
- 2. 「インターバル規制」違反 ➔ 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 9. 「労働時間管理簿の調製等」違反 ➔ 30万円以下の罰金

II 雇用対策法改正

- 「労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実」 ➔ 目的に追加
- 「望めば正規労働者になることができる社会」
➔ 基本的理念及び国の施策に追加
- 「ワークライフバランス」・「生活時間の確保」
➔ 基本的理念、国の施策及び事業主の責務に追加

III その他

1. 正規労働者と非正規労働者の待遇差の是正関係

労働契約法改正、労働者派遣法改正、パート労働法改正
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策推進法改正

- 正規労働者と非正規労働者の待遇差について、「合理的と認められない相違を設けてはならない」とする
- 待遇に関する説明義務の強化
- 正規労働者の待遇低下ではなく、非正規労働者の待遇改善による格差の是正

2. 検討規定

- ① 時間外労働の上限時間の引下げ
- ② 建設業に係る特例の廃止
- ③ 労働時間等のモニタリング
- ④ 職務の価値の評価に関する体制の構築
- ⑤ 有期労働契約の「入口規制」導入
- ⑥ (①～⑤のほか) 施行後5年目まで、改正後の各法律全般

平成31年4月1日から施行

- ・雇用対策法改正・検討規定の③、④は、公布の日
- ・違法な時間外労働に関する罰則強化は、公布日から20日を経過した日
- ・インターバル規制は、公布の日から2年以内で政令で定める日 等